

報告第24号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市三郷小倉4906番地6（安曇野市三郷堆肥センター構内）における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月26日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和6年4月2日、安曇野市三郷堆肥センター構内において、相手方車両の荷台に重機で堆肥を積み込む際に重機バケット下部が相手方車両の荷台の縁に接触し、荷台部分を損傷させた物損事故である。

3 和解の内容

本件事故の原因は、当市の施設の管理を行わせる指定管理者が雇用する運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の損害の解決金として、相手方に対し175,164円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第97号

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険条例（平成17年安曇野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第9条第1項若しくは第9項」を「第9条第1項若しくは第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては」を「又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 98 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市
氏 名	金子 孝

令和 6 年 9 月 27 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第99号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	松本市	
氏 名	森本 遼	

令和6年9月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 100 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

1	住 所	安曇野市	
	氏 名	降旗 潔	

2	住 所	安曇野市	
	氏 名	松岡 信之	

3	住 所	安曇野市	
	氏 名	宮澤 雅明	

令和 6 年 9 月 27 日 提出

安曇野市長 太田 寛